第二十五条の十三第十四項中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。第十六項及び第十九項並びに次条第二項において同じ。）」に改め、同条第十五項中「住民票の記載事項証明書、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証、在留カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード」に改め、同条第十六項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第十九項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項ただし書中「又は住所」を「、住所又は個人番号」に改め、同条第二十項及び第二十一項中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号」に改める。

第二十五条の十三の二第一項中「又は住所の変更をした」を「、住所若しくは個人番号の変更をした場合又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号が初めて通知された」に、「変更後の氏名又は住所」を「変更又は通知がされた氏名、住所又は個人番号」に、「又は住所と」を「、住所又は個人番号と」に改め、同条第二項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第二十五条の十七第二十八項及び第二十六条の三第二項中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号」に改める。

第二十六条の二十第十五項中「及び本店」を「、本店」に、「所在地」を「所在地及び法人番号」に改め、同条第二十二項中「第十七項まで及び第二十項から第二十四項まで」を「第十八項まで及び第二十一項から第二十五項まで」に改め、同項の表第二項の項を次のように改める。

第二項	及び法第五条の二第一項	及び法第四十一条の十三の三第一項
	第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十一項	第五条の二第十一項
	（第二十六条の二十第二十二項において準用する第十五項	（第十五項
	「特定振替割引債	「振替国債等
	又は第二十六条の二十第二十二項において準用する第十五項	又はこの条第十五項
	第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十四項	第五条の二第十四項

第二十六条の二十第二十二項の表第十五項の項を次のように改める。

第十六項	特定振替割引債	振替国債等
	第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十一項（	第五条の二第十一項（
	法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十一項に	同条第十一項に
	法第五条の二第十一項の	同項の
	又は第二十六条の二十第二十二項において準用する前項	又は前項

第二十六条の二十第二十二項の表第二十三項の項、第二十三項の表第二項の項及び第二十三項の表第二項第一号の項の項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同表第二十三項の表第十五項の項中「第二十三項の表第十五項」を「第二十四項の表第十六項」に改め、同表第二十三項の表第十七項の項の項中「第二十三項の表第十七項」を「第二十四項の表第十八項」に改める。

第二十六条の三十第十六項を同条第十七項とし、同条第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「法第四十一条の二十一第三項に規定する配分の取扱者（次項において「配分の取扱者」という。）は、同条第三項に規定する特例適用申告書又は同条第七項に規定する変更申告書（以下この項及び次項において「特例適用申告書等」という。）を「配分の取扱者は、特例適用申告書等」に、「を同条第三項」を「を法第四十一条の二十一第三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　法第四十一条の二十一第三項に規定する特例適用申告書又は同条第七項に規定する変更申告書（以下この項から第十三項までにおいて「特例適用申告書等」という。）を提出する者は、法人番号を有する場合には、その提出の際、その経由する同条第三項に規定する配分の取扱者（以下この項から第十三項までにおいて「配分の取扱者」という。）にその者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十八条の規定による通知に係る書面その他の財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該配分の取扱者は、当該特例適用申告書等に記載されている財務省令で定める事項を当該書類により確認しなければならないものとする。

第二十七条の二第七項中「及び第十一項」を「、第十一項及び第十二項」に改め、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「同項に規定する申告書」を「異動申告書」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「法第四十二条の二第八項に規定する申告書」を「異動申告書」に、「同条第五項」を「法第四十二条の二第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　非課税適用申告書又は法第四十二条の二第八項に規定する申告書（以下この項から第十三項までにおいて「異動申告書」という。）の提出をする外国金融機関等は、法人番号を有する場合には、その提出をする際、その経由する特定金融機関等の事務所等の長に当該提出をする者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十八条の規定による通知に係る書面その他の財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該非課税適用申告書又は当該異動申告書に記載されている財務省令で定める事項を当該書類により確認しなければならないものとする。

第二十七条の三第一項及び第二項中「名称」の下に「及び法人番号」を加える。

第三十九条の七第十二項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第二十八項第一号、第三十一項第一号及び第三十五項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第三十九条の九第七項第一号、第十二項第一号及び第十六項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第三十九条の十二の二第三項第一号中「所在地」を「所在地）並びに法人番号」に改める。

第三十九条の二十五第二項第一号、第三十九条の百六第六項第一号、第二十二項第一号、第二十五項第一号及び第二十九項第一号並びに第三十九条の百八第六項第一号、第十一項第一号及び第十五項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第三十九条の百十二の二第三項第一号中「所在地）」を「所在地）並びに法人番号」に改める。